# 第2回

# 経済環境小委員会会議録

平成15年10月17日(金)

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

# 第2回 経済環境小委員会

日 時 平成15年10月17日(金) 午後2時00分

会 場 木曽川町役場 3 階 大委員会室

### 出席委員(9名)

委員長 井浪 清 木曽川町議会議員 副委員長 木村 貞雄 一宮市議会議員

委員 北岸 節男 尾西市議会議員 委員 大島千恵子 一宮市学識経験者

" 佐野 豪男 一宮市学識経験者 " 吉田 弘 尾西市学識経験者

"上田 芳敬 尾西市学識経験者"五藤 和吾 木曽川町学識経験者

" 五藤 久佳 木曽川町学識経験者

### 議事日程

- 1. 開会
- 2.議題
- (1)協議事項

協議経環第1号 商工・観光関係事業について

協議経環第2号 勤労者・消費者関連事業について

協議経環第3号 協定項目の変更について

(2)提案事項

協議経環第4号 環境対策事業について

協議経環第5号 農林水産関係事業について

- 3 . その他
  - ・経済環境小委員会の日程について
- 4.閉会

#### 森 輝義事務局長

お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「第2回一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会 経済環境小委員会」を開催いたします。

それでは、議事に入ります前に、数点確認をさせていただきたいと存じます。

本日の出席状況ですが、委員総数9名のうちご出席が9名となっており、小委員会規程 第6条第2項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に、前回ご提案申し上げました協定項目の附属資料は、お席にお配りしてございません。お持ちにならない委員さんは、恐れ入りますが、お申し出いただきたいと思います。

それでは、井浪委員長さん、よろしくお願いいたします。

井浪 清委員長

それでは失礼いたします。

どうも改めまして、皆さんこんにちは。本日のご出席、ご苦労さんでございます。また、過日の第1回小委員会におきましては、終始積極的にご意見を伺い、また、議事進行にご協力していただきましてありがとうございます。大変感謝しているところでございますが、今日は、また、その9月18日にお持ち帰りしていただきました提案事項のご意見等、お聞かせ願うことになるかと思いますが、どうかひとつよろしくお願いいたします。

先般、総務省のまとめによりますと、9月29日現在で法定協に参加している市町村は1,620だそうでございます。全体の3,181の市町村の過半数を占めてきたわけですが、その法定協に参加している市町村の方がそのまま合併に入りますと、当初、国の方が掲げていた1,000という数値にはまだ及びませんが、2,000を切る、2,000を下回る市町になると、こういうことでございます。

因みに、法定協のないのが、東京都と岩手県、この2つだそうでございます。

私たちのこの経済環境小委員会も、引き続き積極的にご協議していただき、また、精力的に議事を進めていきたいと思っておりますので、どうかひとつよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議事の方に入らせていただきます。

協議事項第1号、商工・観光関係事業につきまして議題とさせていただきます。

商工・観光関係事業は、先般、9月18日の第1回小委員会において提案され、ご協議 いただいて、各市町へお持ち帰りになられたかと思いますが、お持ち帰りになり、検討 された結果、ご意見、ご質問等ございましたら、早速でございますが、よろしくお願い いたします。

ご意見等ございますか。

一宮市はないということでございます。

委員の皆さん方、ご意見ございませんか。

はい、五藤委員。

五藤 久佳委員

1点、意見を述べさせていただきたいと思います。

3番の中心市街地活性化事務についてですけれども、一宮駅中心180ヘクタールの中心 市街地活性化に盛り込まれたものが、調整方針で、合併時に一宮市の制度に合わせると いうことで、第1回の小委員会で、新たな市になって、経済部管轄の方で議論されてい くものじゃなかろうかというご答弁が、事務局の方からあったと思われますけれども、 せっかくですから2市1町ですり合わせをしていただいて、木曽川町とか尾西市の方の 市街地活性化について、俎上に上げていただいたらいかがなものかというふうに思って おります。

木曽川町に関しましては、JR木曽川駅周辺、あるいは名鉄新木曽川駅周辺の都市計画の線引きも今進行中でございますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。また、尾西市さんの方でも、そういう計画があろうかと思われますので、ぜひ、その辺、取り上げていただいたらよろしいかなと思います。

井浪 清委員長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

前回、私の方から、中心市街地の活性化の計画について、今、委員さんおっしゃったとおりの答えをさせていただきました。それで、一宮駅を中心とした約180ヘクタールの現計画は、このエリアの計画であるということでございますので、今、木曽川の例をおっしゃっていただきましたが、JR、あるいは名鉄の新木曽川駅の周辺、これを、計画を立てて活性化を図っていくということで、前回のお答えと一緒のような格好にはなるのでございますが、これは、必要欠くべからざる計画であるということが認知されれば、その中で新たな計画をつくっていくということになろうかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

井浪 清委員長

はい、ありがとうございました。

五藤委員さん、いいですか。

五藤 久佳委員

ありがとうございます。

井浪 清委員長

これ、木曽川町の本当に希望でございますので、ひとつよろしくお願いいたします。 ほかに、ご意見、ご質問等ございませんか。

はい、北岸委員さん。

北岸 節男委員

今の話で、駅を中心にということになりますと、尾西市には駅らしい駅が実はないわけですね。それで、前回も申し上げましたが、一宮市が現在抱えている、計画そのものを実行することに何の異論もありません。それから、木曽川町の先ほどのご意見に関しても、今後の方針としてやっていけばいいと思います。

それで、尾西市の場合は少しやりにくかろうと思うのですが、ただ、私どもも各地に 商店街を抱え、商店街の発展をひたすら願っているわけですね。そういった場合に、何 の答えも持って帰れないというのでは、私たちは市民に対して、言ってみれば、何のた めに合併をするんだと言われたときに、商業者の皆さんに答えようがないではないかと。

だから、何らかの担保が必要であろうと私は思いますけれども、そうでない限り、商業者の皆さんからは、余りいい声が聞こえてこないというふうに思いますが、事務局に答えていただくのもいかがなものかなという気がするんですがね。当然ですが、新市の小委員会の方へもつながる問題ですから、非常に微妙なところがありますけれども、とりあえず、現在の事務局ではどのようにお考えになっているのか、お聞きしておきたいと思います。

井浪 清委員長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

この中心市街地の活性化事務のところで、この計画の趣旨といいますか、これは、中 心市街地の整備改善及び商業等の活性化に向け検討を図るということでございますので、 この計画をつくる折、事務方、行政の方だけで一方的につくるわけにはいかないという ふうに考えます。

ですから、実際にその尾西の中心街がどこに当たるのか、ちょっと私も存じ上げませんが、そこのエリアの方たちと協議をし、行政と商業者、あるいはその地域の方と協議し、計画をつくり活性化を図るということは、今後新市になって、新しいこの経済部の体制の中で、やはり検討されていくべきであろうということで、現段階において、尾西において、あるいは木曽川において、実際、私ども事務方の方で、今この段階で実施する、実施しないということは申し上げられませんので、よろしくお願い申し上げます。

井浪 清委員長

はい、北岸委員。

北岸 節男委員

まさに、おっしゃるとおりのことだろうと思います。ただし、この今現在やっている事務のすり合わせですと、そういうことにならざるを得ません。これは、私だけではありません、皆さんお思いだろうと思います。合併ということを進めると、それはひとつ契機としてとらえようじゃないかと。そのためには、新しくつくり上げていく、つまり創造していくという部分を、合併の中で、どこかに持っていかないと、合併の意義が非常に低下してしまうんではないかと私は思うんですよ。

その一つの実践例が、商業地域にしろ、産業の活性そのもの、例えば、衰退していく

商業地域をいかにしていくんだと。それは、合併を機にして、新しく何か生み出していくんだという機運そのものをどこかで与えていかないと、私はもったいない話だと思うわけですよ。

ですから、今現在、事務方の皆さんがすり合わせをする、違いを比較する、ないものを私たちはつくれませんとおっしゃるのはそのとおりですよ。そのとおりですが、それに対する、こうしていったらどうだ、ああしていったらどうだというような、この提案部分をどこかで示さないと、私はまずいだろうというふうに思うわけです。それは、事務方であろうと、どこでもいいと私は思うんですね。

それで、最終的に合併協でそれを揉めばいいわけですから、どこかでその作業をやらないと、商業者の皆さんたちとかね、尾西も、一宮市だって同じだと思うんですよね。 既存の商店街というのは衰退の一途ですよ。それで、市民のそういう商店なんかをやっていらっしゃる皆さんから見れば、合併は一つの転機として、契機として、何らか新しいまちができ上がっていく、そのための商店街づくりなんかも始まるのではなかろうかという夢をやっぱり持っていただかなくてはいけませんし、現実にその方向へ行かないと、合併が単に言葉の遊びになっていくと、そういう人たちにとっては。

だから、どこかできっかけを与えるなり何なりをする作業を、どこかで記述しないといけないと私は思います。皆さん、どう思われますかわかりませんが、私はそのように思っております。

井浪 清委員長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

これは、前回、北岸委員さんのご質問、ご意見のところで、私また同じようなお答えをさせていただいた記憶がございますが、各小委員会でいろいろご議論いただくのは、そのやっぱりジャンルの範囲をご議論いただくことであって、大変申し訳ない言い方かもしれませんが、この合併後の新市のあり方、新市の計画というのは、建設計画作成等小委員会の中で議論されるべき事柄であろうかというふうに思っております。

しかしながら、こういった小委員会で出た意見を、その計画の中に生かせないというのは、それは、なかなかその委員さんにとってもつらいことであろうかというふうに思います。この小委員会の結果をどのように協議会の中に報告していくかということについては、小委員会の決定事項については、委員長さんから委員長報告ということで述べていただきますが、その委員長報告の中に、その決定事項のほか、こういった意見があったということで、計画に反映方というようなご意見を付してお答えいただくことでいかがかなというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

井浪 清委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、北岸委員さん、そういうふうでひとつ。

北岸 節男委員

はい、それで結構ですね。

井浪 清委員長

ほかに、ご質問等、ご意見等はございませんか。

それでは、ほかにご意見等ございませんようですので、協議事項第1号の取り扱いの 調整方針につきましては、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

井浪 清委員長

ありがとうございました。異議なしと認めます。

協議事項第1号は原案のとおり承認されました。

続きまして、協議事項第2号、勤労者・消費者関連事業につきまして議題とさせていただきます。

お持ち帰りになり、検討された結果、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

ご意見ございませんか。

それでは、ほかにご意見等がございませんようですので、協議事項第2号の取り扱いの調整方針につきましては、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

井浪 清委員長

ありがとうございました。異議なしと認めます。

協議事項第2号は原案のとおり承認されました。

続いて、協議事項第3号に移りたいと思います。

協定項目の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

本日の次第、3ページをお願い申し上げます。

協議経環第3号、一宮市・尾西市・木曽川町合併協定項目の変更についてでございます。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協定項目を次のとおり変更する。

各種事務事業の取扱い、23 - 17ごみ収集運搬業務事業を、23 - 18環境対策事業に統合する。

理由としては、事務事業のすり合わせを行っていく際に、ごみ収集運搬業務事業と環境対策事業を切り離して協議は行わず、一対のものとして協議してきたためというふうに書かせていただきました。

これは、簡単に言いますと、ごみ収集運搬業務ということで、例えば、ごみ関連で、 分別なんかは23 - 18環境対策に入ってしまうと。すると、一連の業務の中で分けて協議 するのもいかがなものかということがございまして、23 - 18に統合させていただきたい というものでございます。

最初に、この協定項目を設定するときに、私どもちょっと不勉強といいますか、つけ焼き刃と申しますか、総務省の基準、マニュアルをベースにいたしまして設定しました。ここら辺のところを深く考えずにやったことについては、深くお詫び申し上げたいと思います。

なお、参考のところで、後段でございますが、その23 - 17のところへ、これも総務省のマニュアルではない病院関連の事務を入れさせていただきたいと考えております。合併いたしますと、この2市1町で4病院を抱えるということでございますので、病院事業についても、事務事業の調整が数多くございます。改めて23 - 17を病院とさせていただきたいということでございます。

説明は以上でございます。

井浪 清委員長

ただいま事務局より説明がございましたが、これに対してご質問等がございましたら お願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

井浪 清委員長

いいですか。

これもないようでございますので、それでは、協議事項第3号につきましては、原案のとおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

井浪 清委員長

ありがとうございました。異議なしと認めます。

それでは、協議事項第3号は原案のとおり承認されました。

次に、提案事項に移ります。

それでは、協議事項第4の協定項目23-18、環境対策事業について議題とさせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

伊神 正文事務局課長

恐れ入ります。次第の4ページをお願い申し上げます。

協議経環第4号、環境対策事業について、協定項目第23-18号。

環境対策事業に係る調整方針(案)を次のとおり提案する。調整方針を読ませていただきます。

原則として市民生活に支障を来さないことを基本に、新市において調整・再編する。

- (1)ごみ処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整をするものとする。
  - (2)生ごみ減量化推進補助事業は、原則として一宮市の制度を適用し、電動生ごみ

処理機の限度額は尾西市・木曽川町に合わせるものとする。

- (3) し尿処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整するものとする。
  - (4)合併処理浄化槽設置補助金については、尾西市の制度に合わせるものとする。
- (5)火葬料金の市民の利用料は一宮市に合わせ、霊柩車運行事業は尾西市の制度に合わせるものとする。

恐れ入ります。配付させていただきました協議附属資料「環境対策事業」の方をお願い申し上げます。

1ページでございます。

項目1、ごみ分別事業でございます。

これを見ていただきますと、一宮市・尾西市・木曽川町でそれぞれ分別をやっておりますが、その分別の種類、あるいは分別の区分方法、それぞれ違っております。一宮市が5種18分別、尾西市が5種13分別、木曽川町が5種23分別ということで、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ等々で、またそれ以後細かく分別されております。調整方針を見ていただきますと、新市において一定の猶予期間を置き調整する。予定3年後とさせていただいております。

また、それを踏まえて、全域に対して周知していくということでございますが、恐れ 入りますが、はねていただいて、7ページをお願い申し上げます。

今申しました 2 市 1 町の分別の種類、小分類、収集方法が一覧になっております。また後ほど収集方法のところでも、これをご覧いただきながら、ご検討の方をよろしくお願い申し上げたいと思います。

この今のごみ分別事業については、一定の猶予期間をお与えいただきたいということで調整をさせていただいておりますが、それぞれの市町の町内会とのリンク、長年のそれぞれの市町の経緯がございます。なかなか一朝一夕で統一を図ることが非常に難しいということでございまして、統一の方針を検討しながら、住民説明会等を開催して統一を図ってまいりたいということでございます。

次に、2のごみ出し袋でございます。

これは、一宮・木曽川が透明または白色半透明でございます。尾西市は市指定袋ということで、今年度10月より指定ごみ袋を各世帯へ無料配布になっています。それまでは有料で配布されていたようでございます。これについても、合併時には一宮市に合わせ、ということでございますので、合併したら、透明・半透明でお願いしたいということで、新方式も、とりあえずは一宮方式でいくんでありますが、ごみ分別を含めながら調整を図ってまいりたいということでございます。これも3年間を目途としております。

次に、収集回数でございます。

これも、各市町によって若干の乖離、違いがございます。これについても、一定の猶 予期間、3年間の中で調整を図ってまいりたいということでございます。

はねていただきまして、2ページでございます。

収集方法。それぞれの市町のステーションの数、拠点、回収箇所の数を上げさせていただいております。これについても、ごみの種類によって、その収集方法が違います。これに関しても、3年間を目途に調整を図ってまいりたいということでございまして、簡単に言いますと、1から4までは、まとめて総合的に3年間の猶予を与えていただきながら調整を図ってまいりたいということでございます。

次に、5の粗大ごみでございますが、これは有料戸別収集方式で2市1町一緒でございます。料金が、一宮と木曽川が800円、尾西市が1,050円ということで、250円の差がございます。調整方針といたしましては、一宮市・木曽川町に合わせるということで、1戸800円でお願いするということで調整がなされております。

次に、6のごみの受け入れでございます。

これも、可燃ごみ、不燃ごみ、あるいは産業廃棄物ということで、それぞれ市町によって料金が違います。結果を申し上げるならば、受け入れ基準は、新市において一定期間に調整するということになっておりますが、これは先ほどのごみ分別にもかかわってくる問題でございますので、ごみ分別の結果にあわせ、これも統一を図りたいという趣旨でございます。

なお、計量方法、手数料については、合併時に尾西市の事業に合わせるということになっておりまして、一宮・木曽川を見ていただきますと、一番最後の行に、計量の都度、80キログラムの控除となっております。これは、1回その計量器に乗って、そのトラックの車両の重量プラス一律に80キロを控除して、あとの残ったキログラムで料金をいただくというのが一宮・木曽川の方式でございます。尾西市は、ごみを乗せて、一たん測って、そのキログラムから、帰りごみを降ろしたそのトラックの単体を測って、いわゆる「2度ばかり」ということで量を計算するということでございますので、計量方法については、あるいは手数料は尾西市に合わさせていただくということでございます。

次に、7の生ごみ減量化推進補助事業でございます。

これについては、一宮市がコンポスト、それから密閉バケツ、電動生ごみ処理機、この3種類をやっております。尾西市・木曽川町においては、生ごみのいわゆるコンポストと、電動生ごみ処理機、この2種類でございます。調整方針を見ていただきますと、原則として一宮市に合わせる。ただし、電動生ごみ処理機の限度額は、尾西市・木曽川町に合わせるということで、一宮市の2万5,000円から、1基3万円の補助に増額させていただこうというものでございます。

続きまして、8の資源回収品助成金、資源回収推進協議会でございます。

これも見ていただいたとおり、それぞれの助成金の単価が違います。例えば、一宮市は、紙・布、2円・2円、ガラス瓶8円ということになっておりますが、木曽川町を見ていただきますと、紙も布もガラスもすべてオール4円でございます。ここのところも、なかなか合併までに調整は難しかろうと、町内会との関係もございます、難しかろうということで、一定の猶予期間をお与えいただきたいということでございます。

なお、尾西市においては、一宮と木曽川と若干方法が違いまして、登録を受けた団体

が、町内会とか自治会、婦人会等が清掃事業所へ持ち込むという形になっております。 その方法も今の2市1町で違いますので、これから協議させていただいて、何とか3年 を目途に調整を図っていきたいということでございます。

9 のごみ処理施設の設置でございますが、これは、一宮に環境センター、尾西市に清掃事業所ということで、現行のとおりでございます。

次に、10のし尿汲み取り料金でございます。

これは、それぞれ市町で単位が違っておりまして、なかなか一べつしてどれがという ことがわかりにくくなっておりますので、少し数字を申し上げたいと思います。

一宮市が36リットル438円となっておりますが、行政の方から負担が181円出ておりまして、36リットル当たり、市民の方にご負担いただくのが257円、尾西市が18リットル160円でございますので、掛ける2の320円、これは行政から負担が出ておりませんので、36リッター320円、このままでございます。木曽川町が1リットル9.45円となっておりますが、36リッター換算では340円となります。行政から95円の負担が出ており、245円となっております。これについても、新市において一定期間内に調整をさせていただきたいということでございます。

11の浄化槽清掃料金でございます。

これも見ていただいたとおり差がございまして、調整方針といたしましては、各自治体ごとの業者間協議により統一価格として決定されていることにより、各市町の許可業者と協議、統一料金を設定するということでございます。これは、住民の方と業者との関係の中でございますが、行政が間に入って調整を図ることが望ましいという考えで、これも3年間の時間をかけさせていただいて、調整を図らせていただこうというものでございます。

はねていただきまして、4ページをお願い申し上げます。

12番、合併処理浄化槽設置補助金でございます。

一宮市と木曽川町は平成14年度まで一緒、といいますか、木曽川町には11人から20人槽以上がございませんけれども、5人槽を35万4,000円、6から7人槽41万1,000円という補助でございましたが、尾西市は、5人槽が23万6,000円、6から7人槽が27万4,000円でございます。ただし、一宮市が15年度から補助金を変更いたしまして、5人槽を26万5,000円、6から7人槽が30万8,000円等々とさせていただいております。

この浄化槽の補助金の考え方でございますが、最終的に調整方針として尾西市の制度に合わせるということになっておりますけれども、汚濁負荷の大きい雑排水を未処理で放流する、いわゆる単独処理浄化槽が、法により平成13年4月1日に禁止されております。元来、この補助金、この補助の制度というのは、単独と合併浄化槽が両方共存するときに、より公共用水域を保全するために合併浄化槽を普及したいという目的で、この補助制度があるという、この趣旨から鑑み、今は単独浄化槽が使えないということであれば、減額の方向で調整をさせていただいたということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、13の斎場管理事業でございます。

これは、先に調整方針をご覧いただきたいと思いますが、火葬料金は一宮市に合わせる。ただし、市外料金(汚物・動物は除く)となっておりますが、尾西市に合わせるものとするということでございます。この一宮と尾西のそれぞれの料金の中で、今この調整方針だと、どれがなるんだということでございますが、市民の方については、一宮の2の火葬料金(大人)市民1,000円、これが採用されるということになります。市外については、尾西の方の12歳以上4万円、12歳以下2万円、死胎が5,000円、これが採用されることになります。ただし、汚物・動物は除くとなっておりますので、汚物・動物の市民の方は600円、市外の方は一宮の2,500円ということでご理解を賜りたいと存じます。

次に、霊柩車運行事業でございます。

それぞれ今、マイクロバス、一宮が19人乗り、尾西が9人乗り、木曽川町が19人乗りということで、必ずしも所有はしておりませんけど、こういった霊柩車を運行しているという事業を行っております。最終的に、今、木曽川町の方がマイクロバスをお持ちでありますので、この木曽川町の霊柩車を使用して、今後はサービスを行っていくということでございます。ただ、使用料については尾西市に合わせるということでございますので、1回2,500円の料金を頂戴するというものでございます。

5ページには、先進事例といたしまして、さいたま、廿日市、静岡等々のこの環境対 策事業の調整方針案を示させていただいております。

6ページには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の抜粋を付けさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

井浪 清委員長

はい、ご苦労様でございました。

ただいま事務局より環境対策事業について説明がありました。

ご意見、ご質問等ございますか。

はい。

木村 貞雄副委員長

ちょっと私から一つお尋ねをいたしますが、この合併浄化槽を設置しておりますが、 その上に、一宮市は、私の住んでいるところは、設置するときに農事組合から、これは 論外ですか、論外ならやめますから。

伊神 正文事務局課長

農事組合に対する負担金のようなもののお話ですね。少しちょっとこの場の議論とはなじまないかなと思っておりますので、よろしくお願いします。恐れ入ります。

木村 貞雄副委員長

わかりました。

井浪 清委員長

そういうことでございますので。

ほかにご質問等ございますか。

はい、北岸委員。

北岸 節男委員

まず、わからないことを確認させていただきます。

3年間の猶予というふうに、最初のうち、たくさんありましたが、3年間の猶予というのは、つまり現状の状況を3年間維持すると。3年先で統一した方式を打ち立てると、こういうことでしょうか。確認をしておきたいと思います。

それと、資源回収の8項目目の一宮市さんでおやりになっている推進協議会の交付金というのがありますが、これは私どもにはわからないものですから、どんなふうにやっていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

それと、飛び飛びで申し訳ありませんが、ごみの受け入れで、一宮市・木曽川町さんは、計量の都度80キロを免除するということになっておりますけれども、実は私どもも、有料ごみ袋を指定する際に、持ち込みごみのことでかなり論議がありました。それは、ご存じのように、小規模の織物業をやっていらっしゃる方々が、糸くずなり端切れなりいっぱい出ますね。これをどういうふうに扱うんだということで、結構厳しい論議をやったものです。

それもこれも全部例外は認めないということで、尾西市はここに記載されている方式になっておりますが、一宮市さん、木曽川町さんは、この80キロを控除するということで、ほとんど、そういった小規模の工賃機屋さんですけれども、そういった方々のこれは救済措置になっているんでしょうか。教えてもらいたいと思います。

それと、最後の14項目目のマイクロバスの利用料金ですけれども、尾西市の使用料に合わせると、書いてありますが、これはなぜ木曽川町の利用料金になさらなかったのか、お聞きしておきたいと思います。

とりあえず、以上、お願いいたします。

井浪 清委員長

はい、事務局。

星野 喜典環境分科会長

一宮市環境部の星野でございます。よろしくお願いします。

先ほどのまず1点目、3年を目途ということでございますが、私どもの方針としましては、この合併を目途に、まずごみの減量というのを目的にしておりますので、それがどのように推移していくか、当然、合併の中でも、この分別・減量等は訴えていきたいと考えております。その中で1年推移を見て、その後の形で、少なくとも3年目には、きちっとした結論を出したいということで考えておりますので、4年目から完全な実施ということは、最低目指しておりますのでよろしくお願いします。

それから、資源ごみの関係、一宮市の状況のことでございましたが、資源回収推進協議会交付金交付要綱というものでございまして、資源ごみの回収については、それぞれ品目により2円から8円ぐらいのキログラム当たりの助成金を出しておりますが、その

ほかに、私どもの方では、尾西市さん、木曽川町さんもあるかもしれませんけど、連区というのがございまして、一宮は16連区ございますが、その連区へ均等割として、各16連区に4万円、それから世帯割、1世帯当たり8円、それから、資源回収でのけが等があるといけませんので、傷害保険料として1万2,000円、これを交付金として各協議会、連区が推進協議会になっておりますので、そちらの方へ出させていただいております。

それから、受け入れの関係でございますけれども、先ほどご説明のあったように、一宮・木曽川の場合は同等のところで受け入れております。そして、その中で、基幹産業が繊維ということでございますので、私どもは繊維関係のものについては、このような形で受け入れをしておるということでございますので、よろしくお願いします。

それから、霊柩車の関係は、利用料金の関係、尾西の料金に合わせたということですけれども、今、一宮でも同様に2,500円ということと、生活保護が免除というのが出ております、尾西の場合は。これで合わさせていただいたということでございます。

以上でございます。

井浪 清委員長

はい、ご苦労さん。

はい、北岸委員。

北岸 節男委員

星野さんの3年を目途に4年目からきちっとやっていきたいというのはよくわかりますが、すると、3年間は現状の各市町のあり方をそのまま維持して、4年目から統一した形のものをとり行っていくと、こういうふうでよろしいでしょうかね。

井浪 清委員長

はい、事務局。

星野 喜典環境分科会長

分別等については、先ほど伊神課長の方からあったかと思いますので、基本的には、私どもは、今この3つの中で一番進んでいる木曽川町の形、容器リサイクル法のそちらの方を目途に4年後からやっていきたいということで考えておりますけれども。それで、その間に、先ほど申し上げたように、ごみの減量等が実施できれば、あえて指定袋とか有料の袋ですね、そういうものは考えるつもりはありませんので、分別については、木曽川町を目的にPRをしていきたいと考えております。

井浪 清委員長

はい、北岸委員。

北岸 節男委員

私は、じゃ、この3年間は、各市町のあり方をそのまま維持するということを確認したかったんですが、多分そうだろうと思います。

それと、もう一つ、実はごみの有料袋を、尾西市が設定する料金、値段を設定すると きに、実は、ご存じだと思いますけれども、途中で大きい袋、中間の袋もそうだったと 思いますが、値上げをしているんですね。それで、値上げをした理由は、事務方の皆さ んご承知だと思いますけれども、その大規模な炉の改修費用に充てたいということで基金化したわけですね。私は、実はその制度に対して反対を唱えた人間ですけれども、そういったいきさつが尾西市にはあったわけですね。これを基金化して、炉の改修費用に充てるんだと。基金は今も残っておりますよ。そうすると、これはどういった取り扱いにしていくんだということは、事務方の方ではどのような論議がなされたのか、お聞きしておきたいと思います。

それと、すみませんが、さっきの80キロの控除で、零細な規模の繊維業者の皆さん方は、これによって持ち込みはほぼ無料化するのかどうか。つまり救済制度になっているのかどうかということを、さっきはお答えでなかったと思います。再度お聞きしておきたいと思いますが。お願いいたします。

それと、各連区のこの先ほどご説明のことは、ここに書いてあることをご説明になったんですが、その各連区は、この交付金をどのようにご利用、活用なさっているのかもあわせてご説明願えるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

時田 満稔経済環境副部会長

尾西市の産業環境部長の時田と申します。どうかよろしくお願いいたします。 1 点、 私の方から答弁をさせていただきます。

基金の関係でございますけれども、この基金につきましては、先ほど北岸委員さんがおっしゃっていただきましたように、尾西市で大規模改修をする場合の財源として、指定ごみ袋の料金の一部を積み立てるという内容でございます。これにつきましては、本年度から、指定ごみ袋制そのものは維持しておるものの、一部無料で全戸配布をする制度に変えたということでございますので、そうした中で、この基金の関係につきましては、一度、尾西市の議会の方でもご相談させていただいて、基金そのものも維持していくのかどうか。これは当然内部で検討させていただき、16年度中には、ある程度方向を決めてきちっとしたいという考えは、今のところ持っております。

以上でございます。

井浪 清委員長

事務局。

星野 喜典環境分科会長

すみません、一宮市の星野でございます。

先ほどは、ちょっとピント外れな回答をしたようで、3年間はこのままの形でいくということでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、80キロ控除、これが例えば零細企業等を助けるというか、救済ですか、なっているかと。これ、簡単に話しますと、私どもの計量の仕方は、まず、計量台に乗っていただいた段階で、車検証の重量プラス60キロ、これは運転手の重さということでやらせていただいています。車には、そのほか装飾品等々がございますので、その意味も

含めて80キロの控除ということでやらせてもらいますので、実質丸々、例えば「2度ばかり」したときの80キロの控除とは違っておりますので、例えば、その車によっては20キロの控除になったり、50キロの控除になったりするケースはあると思います。装飾品等を含めて車検証プラス人間の重さ60キロで80キロということでやらせてもらっていますので、例えば、道具等が入っておると、それは重さの中に入っちゃいますので、その分を含めての80キロ控除ということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

北岸 節男委員

痩せたのが持っていかなきゃ損だね。

星野 喜典環境分科会長

ええ。それから、3番目の交付金、どのように使っているかということでございますが、各連区に推進協議会というのがあります。その会議等に使ってみえるということでございますので、お願いいたします。

井浪 清委員長

はい、ご苦労さん。

ほかにご質問等ございますか。

はい、上田委員さん。

上田 芳敬委員

私も尾西市民でよくわからないのですけれども、資源の回収推進協議会というのがあるかと思うのですが、それで、結局そこの推進協議会の中で、資源ごみを当番か何かで回収しているのか、そういうものか、そのシステムがちょっとよくわからないものですから、それをちょっとお聞きしたいということと、あと、もう一つ、この場でお伺いすることが適当かどうかわからないのですが、尾西の場合は、その最終処分場が今ございませんので、県外に持っていっているという状況らしいのですが、一宮市さんの場合は最終処分場があって、そちらで処理してみえるということですが、合併することによって人口が増えるわけで、それによって、やはり処分場自体が、例えば20年もつのが10年になったりとかいうことが考えられるのですけれども、その辺は、今後の、、、。この場で聞くことではないかもしれないですけども。

井浪 清委員長

余り、これ内容にまで突っ込んでいきますとね。

上田 芳敬委員

そうですね、ちょっと、はい、すみません。

井浪 清委員長

考え方だけでひとつ。

はい、事務局どうぞ。

星野 喜典環境分科会長

資源回収のシステム、尾西さんと違うということはご存じかと思いますけど、私ども

の方は、先ほど各連区云々という形をお話しさせていただきました。実は、16連区あって、2つ大きいところがございますので、実質は18の形になります。2つのところはそれぞれ2カ所でやりますので、18という形になりますけれども、そのところへは、例えば、町内会、老人クラブ、PTA、あるいは保育園の母の会というところが、それぞれ当番で、その整理等をしていただく、そのときの団体への交付金ということになってきます。

それから、最終処分場の関係、どこまで話したらいいかわかりませんけど、現在、平成16年度からの供用開始を目指して、私どもの方で、光明寺の方で今最終処分場を掘らせていただいております。ただ、最終処分場については、もうこれ以上つくることは不可能。今のところ19万立方メートル、今の一宮のペースでいって14年間、2期工事を合わせて14年間しかもたないものでございます。

その中で、今たしか尾西さんは民間の方。それから、木曽川町さんも、私どもの焼却灰については、私どものところへ入れていただいておるんですけど、あと民間の最終処分場にお願いしてみえると思うんですけど、同一の市になれば、その辺もどうかということは、これからの判断になってくるかと思いますので、現状の一宮は、今のペースでいけば14年間の最終処分場があるということでございます。その辺でお許しを願いたいと思います。

井浪 清委員長

はい、ご苦労さん。

ほかに。

はい、五藤委員さん。

五藤 和吾委員

先ほどから伺っておると、尾西も一宮も木曽川も、大きなばらつきはないように思うわけですけれども、細かく言うと、ごみ分別とか、あるいはし尿の汲み取りをとか、いろいろとあろうかと思うんですが、ここで、私ちょっと感じたんですけども、合併処理浄化槽の設置補助金ですね。これが、一宮と尾西、木曽川町と比較すると、尾西市が金額的には少ないと。一宮と木曽川は大きいということで、一宮は15年度から変更されるというようなことですけれども、木曽川町はですね、13年度から単独浄化槽が使えんというような話を今お聞きしたわけですけれども、なかなか木曽川町、下水道整備がまだ施工中でできていないと。15年ぐらいかかるというようなお話を聞くわけですけれども、それだけに、大きな木曽川町が少なくなると、負担ということになるわけですが、この点についてどんな考えでおみえになるか、ちょっとお聞かせ願いたいと、こういうふうに思います。

それから、斎場の管理事業、市外は、ここに市外とこう載っておるわけですけども、これは当然、尾西も一宮も同じだという、これ2カ所あるものですから、市外というのは、新市市外ということでしょうね。そういうことで解釈してよろしいですか。それをお尋ねしたいと思います。

井浪 清委員長

はい、事務局。

星野 喜典環境分科会長

合併浄化槽の関係、木曽川町さんも間もなく下水が走るということは聞いておりますけれども、その率が非常に低い数字、また、一宮も例えばこの奥町地区、あるいは、これから今伊勢地区を下水が走っていくのですけれども、ただ、それにも増して合併浄化槽の設置、先ほど伊神課長が申し上げましたように、家の柱みたいなもので、もうそれしかつけられないという形の中で、より多くの方に、希望者がものすごくございますので、より多くの方に補助金を出していきたいということで、このような尾西市さんの数字でお願いしたいという気持ちでございます。

それから、もう一つ、斎場の関係でございますけれども、失礼いたしました。合併後の市外ということになりますので、一宮・木曽川・尾西というのは市内という、市の中ということでございますので、そのような形で、市外というのは、この合併後の外のところということでお願いしたいと思います。

五藤 和吾委員

新市の以外ということですね。そういうことですね。

はい、わかりました。

井浪 清委員長

ほかにご質問等ございますか。

はい、五藤委員。

五藤 久佳委員

先ほどの合併浄化槽の補助について、もう一つお聞きしたいのですけれども、希望者が多数いらっしゃるということなんですけれども、ここにちょっと書かれていないのが各市町の数ですね。数の方はどのように考えられるか。それで、

井浪 清委員長

実績ですか。

五藤 久佳委員

いや、これからのことですけど、実績も含めて。

それで、結局、木曽川町の場合は、割とこの補助が最近おりるようになったわけですけれども、新しく建物を建てたとき以外に、もう既に単独浄化槽を入れているところの入れ替えにも補助は使えると思うんですね。それで、環境に対して、よりきれいな住宅とか、工場のその水を川に流すということで考えると、やはりなるべく合併浄化槽へ早く入れ替えるという方向性の方が、この先向かう方向としてはいいんではないかと思うんですけれども、その点を鑑みて、将来どういうふうに、数と料金の部分でご質問したいと思います。

井浪 清委員長

はい、事務局。

#### 星野 喜典環境分科会長

合併浄化槽の設置補助の14年度の実績しか今のところ持っておりませんが、お話ししますと、一宮市が547基、尾西市が80基、木曽川町が38基。それで、先ほども申し上げましたように、できるだけ多くの方に私どもはこの補助というのを出したいということで、財源的にある程度限られておりますので、このような形で多少低くなりますけれども、先ほどおっしゃられたように、単独浄化槽から合併浄化槽に切りかえるのも当然対象にしたいという、より河川を守るためには、ということで考えておりますので、その辺、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

井浪 清委員長

はい、五藤委員。

五藤 久佳委員

大きな意味で、きれいな水を川に流すというところで、なるべくこの補助の方をたく さん出していただけると、数も含めてお願いしたいと思います。

井浪 清委員長

ほかにご質問等ございますか。

はい、北岸委員。

北岸 節男委員

因みに、ちょっと数字忘れちゃったものですから、お聞きしますが、合併処理浄化槽は、その国庫、旧厚生省が進めて、国の補助金付ですよね。それで、その補助金の割合と、それから上乗せの割合と、ちょっと教えてもらうと、先ほどのお金がたくさん要って、なるべくたくさんの人に付けてもらうためには、補助金の額を減らすんだというのが、もっと具体的になるんじゃないかと私は思いますよ。

井浪 清委員長

はい、事務局。

時田 満稔経済環境副部会長

それでは、失礼します。

この合併処理浄化槽につきましては、先ほどの北岸委員さんのおっしゃったように、 国庫補助の対象になっております。例えば、その割合としては、一応基本的には3分の 1ずつということでございますけれども、県の方の財源が非常に厳しいというようなこ とから、県については、概ね5分の1、通常は3分の1ですけど、5分の1程度の補助 しかいただけない。要するに県は、予算の範囲内でという縛りをかけておりますので、 そんなようなことで、実質的には5分の1程度しか県分として入ってきません。数字的 なものとしてはそういうことでございます。

井浪 清委員長

どうぞ。

北岸 節男委員

私が木曽川町の町民に成りかわって物を言うのはおかしな話ですけれども、木曽川町

の皆さんからしたら、尾西市の制度に合わせたら負担割合が重くなるわけですよ。それで、これは本来この合併協議会のあり方としてまずいんではないかと思いますが、どだい、その国・県補助金つきということも、その説明なしで、やっぱりおやりになることは、私はまずいと思います。

それで、国の方は3分の1で固定されている。県の方が、その割と固定しないと。県の補助率が下がれば市町の持ち出し分が増えると、こういうことですけれども、それが、実態として、どの程度、例えば木曽川町の補助割合でいくと、どの程度の予算がたくさん要るようになるかというのを、本当はちょっと書いてもらうと、資料らしくなりますし、わかりやすいと、こういうことになりますが、それは実行可能なことなのか。もしくは、財政的にやっていけないのかというようなことも書いてもらうと、恐らく木曽川町の皆さんには説明しやすいんだろうと、私は思います。すぐできるでしょうか。どうでしょうか。

井浪 清委員長

はい、事務局課長。

伊神 正文事務局課長

これは、第1回目の小委員会で私から答えさせていただいた内容と、また重なる部分があるかもしれません。この合併の協議の中で、住民の負担、あるいはサービスがどのように変わるのか。これは、今私ども事務方でやってきた、まさに事務事業のすり合わせの結果が、今こうやって俎上に上がっているわけでございまして、一般的に合併をすれば、サービスは高い方に、負担は低い方にというのが述べられているところでありますけれども、しかしながら、すべて高どまりに合わせた場合、この2市1町の財政状況の中で、それは、とてもじゃないけど持続可能なサービスはできないというふうに判断をいたしております。

ある地区の住民の方にとってはご負担を強いるような話、逆にある地区の方にとってはサービスがアップするということは、これはいたし方がないということではなかろうかというふうに考えております。ですから、すべからく、先ほど申しました負担が軽くというわけにはいかないと。ですから、この件に関しては、それぞれその事務事業のすり合わせで、なぜ、こういうふうに、ある地域の方にとっては負担になるのかという説明はしなければなりませんが、すべて高どまりに合わせるというわけにはいきません。

ですから、先ほどこの合併浄化槽については、単独浄化槽と合併浄化槽が共存するときに、より水質を守るという意味合いで、この合併浄化槽に補助を出したという経緯、この趣旨に鑑み、今現在、単独浄化槽が使えない場合に、旧来からの補助額を出すことについての是非ということを議論いたしまして、最終的に尾西市さんの方の、住民の方にとってはご負担いただく格好になりますが、この金額を選んだということですので、ご理解を賜りたいと存じます。

井浪 清委員長

はい、北岸委員さん。

#### 北岸 節男委員

反論するわけじゃないけどね、それは言ってみれば感覚的な問題ですよ。裏づけをきちんと出す、裏づけを出すとなると全体の裏づけが必要になってくるということになるから、当然できないことかもしれないけれど、それを本当は言っちゃいけないんだと私は、伊神さん、思うよ。

というのは、例えば、新しい市の首長が、この点に関して重点的な政策にすると言ったときは何とでもなりますよ、はっきり言って。それは、水質保全に対して厳しくやっていきたいと、こう重点政策に打ち出したならば、これをもっと進めようじゃないかと、進めようといって重点項目にしたときに、じゃ補助率をもっと上げようじゃないかと、こういうことだって可能ですよ。

行政の皆さん方がおっしゃることは、一見もっともらしいのだけれども、実はその内部のやりくりをうまくやれば、こっちは重点、こちらは多少薄くいこうじゃないかという濃淡がつけられるわけですよ。そうすると、その今あなたの説明でいくと、それは負担をしてもらわなきゃいけない場合も出てくるというのは、もっともらしく聞こえますけれども、それを裏づけるための説明資料としては、これでは不足ですよ。

全部の料金、サービスは、住民の皆さんにとっていい方。つまり、行政にとって高負担の方というようなことを進めるわけにはいかないと、多分そのとおりだろうと思います。しかし、それは言葉の上でおっしゃるだけのことで、説明するための裏づけとしては私たちに示されていないわけですから、住民サイドからすれば、ここでやっていることそのものが、例えば、木曽川町の、これから合併処理浄化槽を設置しようという方がおいでになったら、その方たちにしてみれば「おいおい、ちょっと待て、合併したら負担割合が重くなっちゃったじゃないか」という話になりますよ。それは、実はこういういきさつで、こういうことになりましたよというのは、その方には通用しませんよ。

それを説明できるだけの、やっぱり私たちは裏づけを持たないと私はいけないと思いますが、あなたはどう思われますか。

井浪 清委員長

はい、事務局。

## 伊神 正文事務局課長

今この合併処理浄化槽の調整に係るその費用負担の係数は持っておりません。それで、これは北岸委員さんのお話と若干筋違いのお答えになるのかもしれませんが、私どもがすべからく全部そうだとは言いませんけれども、この合併に係る事務事業のすり合わせで、基本的な考え方といたしまして、弱者の方に対しては手厚いすべを講じていこうと、そうでない方といいますか、一般的に普通、普通の方という表現は正しいかどうかわかりませんけれども、普通の方に対しては、それなりのご負担をいただくこともやむを得ないんじゃないかというような考え方で調整をされておるということでございます。全部が全部、そうとは言いません。確かにそうは言いませんけれども、そういう基本的な方針でいきたいなというふうに思っております。

それで、この合併浄化槽の補助について、その住民の方に納得できる数値を示す必要があるということに関しては、やはりこの合併は、2市1町、行政全体で、今後10年、15年、20年と継続可能な、持続可能なサービスをしていくためには、どのような財政運営をしたらいいのかといった、やはり総合的な判断で、我々はこの事務事業のすり合わせの結果をお示ししているのであって、この浄化槽の単独のいわゆる負担の是非を問われても、なかなかそれは難しいのではないかというふうに考えますので、よろしくお願い申し上げます。

井浪 清委員長

わかりましたか。この合併処理浄化槽のこれに関しては、大分意見も煮詰まっておりますが、提案事項でございますので、この件につきましては、この程度でとどめて、次の委員会のときに決めていただかないと、今両方とも、北岸委員さんの言われることも、事務局の言われることも両方よくわかります。ですから、次の機会にまでこの件はということで、ひとつよろしくお願いいたします。

ほかに。

はい、佐野委員さん。

佐野 豪男委員

今のこの合併浄化槽の件ですが、公共下水道の世帯数と、それから、これを必要とする世帯数の数、それぞれの市町、数字だけ教えていただけませんか。

井浪 清委員長

数値、掴んでみえますか。

事務局。

佐野 豪男委員

大体でいいです。

星野 喜典環境分科会長

今現在ちょっとわかりませんので、次回報告させていただきますので、世帯数という ことでよろしいですね。

佐野 豪男委員

はい。

星野 喜典環境分科会長

はい、わかりました。

井浪 清委員長

ほかにご質問等ございますか。

(「ないですよ」と呼ぶ者あり)

井浪 清委員長

いいですか。

なければ、ほかにご意見等もないようでございますので、お持ち帰りの上、次回までにお考えをおまとめいただきたいと思います。

続いて、協議事項第5号の協定項目23-19、農林水産関係事業について議題とさせていただきます。

事務局からお願いいたします。

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

資料 5 ページ、協議経環第 5 号、農林水産関係事業について、協定項目 23 - 19号をお願い申し上げます。

農林水産関係事業に係る調整方針(案)を次のとおり提案する。調整方針を読ませて いただきます。

農林水産関係事業については、同一または類似する事業を統合または再編するものと する。

- (1)農業振興地域整備事業については、各市町のこれまでの方針を考慮し、新市において速やかに新たな計画を策定する。
  - (2)農業近代化資金利子補給事業については、一宮市の制度を適用するものとする。
- (3)生産調整推進対策については、生産調整に関する国の動向を踏まえ、新市において調整する。

それでは、お手持ちの附属資料の方をよろしくお願い申し上げます。

23-19、農林水産関係事業でございます。

はねていただきまして、1ページでございます。

項目1番として、農家戸数等ということで、それぞれ2市1町の現状を書かせていただいております。一宮市が農家戸数4,068戸、尾西市が1,238戸、木曽川町が304戸ということで、あと、人口、耕地面積、それぞれこのとおりでございます。

次に、2に農業振興地域整備事業でございます。

これについては、一宮市の欄に書かせていただいておりますけれども、農業振興地域の整備に関する法律によって、県知事が農業振興地域整備基本方針を策定するとともに、これに基づき、市町が農業振興地域整備計画を策定するということで、この計画の策定が義務づけられているところでございます。それぞれ市町においては、一宮市が昭和50年3月4日、尾西市が昭和49年12月27日、木曽川町が昭和50年3月4日と、それぞれ計画が策定されておりますけれども、合併後、新市において一定期間内に新たな計画を策定するということで、調整方針に掲げさせていただきました。

はねていただきまして、2ページでございます。

農業近代化資金利子補給事業でございますが、目的といたしまして、農漁業者に対し、 農協等民間融資機関が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国・ 県・市町が利子補給措置を講じ、もって農業経営の近代化に資することを目的とすると いうことでございまして、簡単に言えば、農漁業をやってみえるお方に対して、民間か らのお金を借りられる場合に、国・県・市で利子を補給するというものでございます。 例えば、平成15年9月19日に改定になっておりますけども、農協の融資利率というのは現在2.95%でございます。これを国・県が2分の1ずつで1.25%の補給をしていると。すると、2.95マイナス1.25で、差し引き1.7%の利息になるわけでございますが、これを一宮市の場合でございますが、1.0%を補給させていただいて、残りの0.7%のご負担を農漁業者の方にお願いするというものでございます。

しかしながら、これ見ていただきますとわかりますように、平成14年度は2市1町とも新規対象者はないということでございます。それぞれに書かれているその件数と利子補給額については、過去の借りられたものの利子補給額でございます。

調整方針といたしましては、一宮市の制度に合わせるということでございますが、過去の既存の利子補給を引き継ぎ、これを条例・要綱で整備されているわけですので、これを担保するために、これらの尾西・木曽川の利子のことについても担保するために、例規等を整備していくということで掲げさせていただいております。

次に、4の生産調整推進対策事業でございますが、これは簡単に言いますと、各市町の水田を、生産調整を国の方からの指示でしているということでございますが、例えば、一宮でいいますと、水田面積が1,396.7ヘクタール、これを国の目標といたしまして、482.9ヘクタール生産調整しなさいということに対して、実施面積が393.8ヘクタールということで、達成率が81.5ということでございます。あと、2市1町もこのように見ていただきたいと思います。

調整方針といたしましては、生産調整推進対策については、生産調整に関する国の動向を踏まえ、新市において調整するということでございますが、これは、農協単位の方で策定されるもののようではありますが、地域の水田農業ビジョンというものを農協単位で今後策定して、今後新市において、これらの対策についても調整を図っていくという内容でございます。

あと、3ページにおいては、それぞれ先進事例、それから、4ページにおいては、農業振興地域の整備に関する法律を添付させていただきました。後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

井浪 清委員長

ただいま事務局より農林水産関係事業について説明がございました。

ご意見、ご質問等ございますか。

はい、五藤委員さん。

五藤 和吾委員

これ、農業振興ということで、ちょっと話が逆行するかもわかりませんけれども、ここに農業と農業以外への土地利用の調整と、こういうようなのが載っておりますので、ちょっと申し上げたいと思うんですけれども、木曽川町のことを例に申し上げると、木曽川町は、町の面積割合からいうと、市街化区域がそこそこあるということを聞いておるわけですけれども、問題は、幹線道路にその市街化区域がないというようなことで、

ほかから見ると、木曽川町へ来ると真っ暗だというような話をよく聞くわけですけれど も。

これは、5年更新ということで、5年で見直しというような話を最初から聞いておるわけですが、なかなかそれができないというようなことで、今度は新市になるということになれば、中核市にもなると、また、地方分権というようなこともあって、これをぜひ一つは調整をしてもらうというのか、区分けをしてもらうというのが、私の申し上げたいことですけれども、これは、この2市1町の合併ということになれば、尾西も一宮も同じような問題を抱えてみえるかもわかりませんが、特に木曽川町はそういった点にご考慮をお願いしたいというふうに思います。

井浪 清委員長

これは、都市計画の線引きのお話だろうと思いますので。

五藤 和吾委員

ええ、だから、これは建設小委員会とか、そういったところに部類するかもわかりませんが、ここでそういうことで区分けをすると、調整をするというようなことで載っとったから、あえて申し上げときたいと、そういうことです。

井浪 清委員長

事務局、説明のできる範囲で結構ですので。

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

今、五藤委員さんの方からおっしゃったこと、まさに建設小委員会の方の都市計画に関する項目であろうかというふうに思います。実は、過日行われました建設小委員会、10月15日に行われました建設小委員会において、実はこの議題が上がっております。

それで、これについては、この市街化区域の見直し、あるいは用途地域の見直し、これらについては、合併後、新たにその都市計画のマスタープランというのを策定することになっておりますので、その中で、総合的にその見直しを検討するということでございます。これは少し時間がかかる話になってくるかもしれませんけれども、都市計画サイドでそういった五藤委員さんの意見等も踏まえながら、総合的に検討させていただきたいということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

井浪 清委員長

はい、五藤委員。

五藤 和吾委員

はい、わかりました。ぜひひとつご検討願いたいと思います。

井浪 清委員長

ほかにご質問等ございますか。

はい、佐野委員さん。

佐野 豪男委員

一つだけ教えてください。

この1番の農家の戸数等というところですが、いわゆる専業農家の方と兼業農家の方が含まれていると思うのですが、その数字がわかりましたら教えてください。

井浪 清委員長

事務局、わかりますか。

はい、事務局。

日比野 和夫農林水産分科会長

木曽川町の日比野と申します。よろしくお願いをいたします。

今、ご質問の兼業農家、専業農家の内訳の数字を手元に持っておりませんので、後日、 ご提示させていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

井浪 清委員長

佐野委員さん、それでひとつお願いします。

はい、ほかに。

北岸委員さん。

北岸 節男委員

これは、提案になるかどうかわかりませんが、今後の農業振興ということで申し上げたいのですが、どうしてもこの地域は、農業でこの地域を、ある意味では、まちおこしをするという発想は全くないものですから、各市町に農業振興という言葉はあっても、本当に力を入れて農業振興をやっていこうという情熱を持った人は非常に少ないんですね。

ところが、全国あっちこっちへ行きますと、もう今や農業そのものを、例えば観光資源にしたりとか、企業化したり、すばらしく成功しているところは幾らでもあるんですね。そういった農業振興の総合的な、根本的な発想を変えていくんだとか、そういった農業振興に関する企画を一度、私はこの地域だってやれないことはないと思うんですね、考える必要があるんじゃないかと。

一例を挙げれば、例えば、サクランボの「佐藤錦」というブランドでうまくやって、観光農園を大々的におやりになっている。ブドウ農園なんかも各所あっちこっちありますよ、全国で。それで聞いてみたら、そのサクランボの木が、その地域に実はそんなたくさんあったわけじゃないんですよ。田んぼばかりだったわけですね。それを、すばらしい人間がいて、何とか飯食わなきゃいけないということで、根本的に発想変えていって、まちづくりをやっていったわけですね。そういった情熱は、実はこの地域、非常に希薄なんですよ。

だから、本来は農業振興ということを考えていくべきだろうと私は思うのです。この合併を契機にして、そういった分野を根本的に見直していくという作業をどこかでやる、そういうきっかけにしてはどうかと私は思います。

これは今後課題になってきますし、もちろん新市になって、本当にそういうことに取り組んでいくという課なり係なりをつくって、やっていただけばいいわけだけれども、 ぜひ、そういったことも視野に入れて。ややもすると、この地域は農業二の次と、それ で、振興といったって振興係があるだけで、何の振興をしているんだというと何もして いないと。

でも、この地域でも熱心にその専業農家としておやりになっている方はいらっしゃるわけですし、ブランド化していこうと、この地域の特産化していこうというご努力をなさっている方はいますので、そういった方を大切にしつつ根本的に見直していくという、その産業の場をつくっていくんだという事を、この合併を機に視野に入れていくといいんではないかというふうに提案を申し上げたいと思います。

井浪 清委員長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

全国ブランドといえるかどうかわかりませんけど、一宮のことを言わせていただければ、一宮の「千秋ねぎ」、これは全国放送なんかでも幾度となく取り上げられたブランドであろうかというふうに思いますし、浮野の卵も、これも全国に通用するブランドではないかというふうに思います。それで、今年度でございますが、一宮において、農業振興課の方において、その地場の野菜を使った料理コンテストをやろうというようなことで、実は予算化されております。

今、北岸委員さんおっしゃった、どうかすると、やや弱い部門であろうかというふうには思いますが、今後も今のご意見のとおり、一宮に限らず、新市において新たなブランドをつくり上げ、全国にアピールできるような農業の振興を図ってまいりたいというふうに考えております。

井浪 清委員長

ほかにご質問等ございますか。

はい、大島委員さん。

大島 千恵子委員

先ほど北岸委員さんのおっしゃってくださった意見として、私は本当に感動しております。農業者としてそういうことを常に思っておりましたので、ぜひこの機会にそうしたところが発展したらいいと願っておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

井浪 清委員長

はい、ありがとうございました。

ほかにございますか。

ほかにご意見等もないようでございますので、これ、提案事項でございますので、お 持ち帰りの上、次回までにお考えをおまとめいただきたいと思います。

続いて、次第3、その他に入ります。

事務局より説明をお願いします。

はい、事務局。

森 輝義事務局長

それでは、6ページ、資料6をご覧いただきたいと思います。その他につきまして、 ご説明申し上げます。

次回、「第3回経済環境小委員会」は、平成15年11月21日金曜日午後2時から、この場所を予定いたしております。また改めて文書でご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

その他につきましては、以上でございます。

井浪 清委員長

はい、ありがとうございました。

本日予定をしておりました議題は以上でございます。終始熱心なご討議ありがとうございました。不慣れで拙い委員長でございましたが、ありがとうございました。

これで今日の小委員会は閉じさせていただきます。どうもご苦労さんでございました。

午後3時26分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 1 5 年 1 0 月 3 1 日

会議録署名委員 井 浪 清 (自署)